

## 岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨等を踏まえ、入札及び契約の過程に関する苦情処理の手続について必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、岡崎市が発注する建設工事、設計業務等、物品購入及び業務委託に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約、ならびに岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置及び入札参加制限措置における苦情処理の手続について適用する。ただし、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約については、契約課で行うものを対象とする。

(苦情申立てができる者及び申立てができる範囲)

第3条 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般競争入札

当該入札参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該参加資格を認められなかった理由の説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

入札参加資格者名簿において当該入札と同一の種別に登録がある者で、当該入札に指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由の説明を求めることができる。

(3) 随意契約

入札参加資格者名簿において当該契約と同一の種別に登録がある者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

(4) 入札参加停止措置及び入札参加制限措置

入札参加停止又は入札参加制限（以下、この号において「入札参加停止等」という。）の決定を受け、入札参加停止等の期間もしくは入札参加停止等の理由に対して不服がある者は、市長に対して入札参加停止等の期間もしくは入札参加停止等の理由の説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第4条 苦情申立ては、次の各号に掲げる苦情に応じ、当該各号の期間内において書面により、市長に対して行うことができるものとする。

(1) 前条第1号に掲げる苦情にあつては、競争参加資格確認通知書及び一般競争入札参加資格確認結果通知書の発行日の翌日から起算して10日（岡崎市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

(2) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内

(3) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内

(4) 前条第4号に掲げる苦情にあつては、入札参加停止決定通知書又は入札参加制限決定通知書の発行日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内

2 前項の書面には、申立者の住所又は所在地、氏名又は名称及び法人にあつては代表者名、申立ての対象となる事案、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載するものとする。

(苦情申立ての回答)

第5条 苦情申立てがあつた場合は、市長は苦情申立てがあつた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延

長することができるものとする。この場合、苦情申立者に理由を付して書面により通知するものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 市長は、苦情申立ての期間が経過していること、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、理由を付して書面により当該申立てを却下することができるものとする。

(苦情申立てについての明示)

第7条 市長は、苦情申立てができる旨及び苦情申立ての手續について公表するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8条 市長は、苦情申立者に回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答書を、速やかに公表するものとする。

(再苦情申立てができる者及び申立てができる範囲)

第9条 第5条の回答書を受理した苦情申立者であつて、回答書による説明に不服があるものは、市長に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。

(再苦情の申立ての方法)

第10条 再苦情の申立ては、第5条の回答書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により市長に対して行うことができるものとする。

2 第4条第2項の規定は、再苦情申立ての書面について準用する。

(入札監視委員会に再苦情審議の依頼)

第11条 市長は、再苦情の申立てがあつたときは、次条の規定に基づき却下する場合を除き、速やかに岡崎市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第12条 市長は、再苦情申立ての期間が経過していること、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、理由を付して書面により当該申立てを却下することができるものとする。

2 市長は、再苦情の申立てを却下したときは、委員会に報告するものとする。

(再苦情申立ての回答)

第13条 市長は、再苦情の申立てについて、委員会から審議結果の報告を受けたときは、再苦情申立者に対して、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

2 市長は、再苦情の申立てを認めなかったときは、当該申立てに根拠が認められないと判断した理由を示してその旨を、申立てを認めたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い市が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

3 市長は、前項の規定による回答にあたっては、委員会の意見を尊重しなければならないものとする。

(再苦情申立てについての明示)

第14条 市長は、第5条の回答書中に、再苦情申立てができる旨及び再苦情申立ての手續について記載するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第15条 市長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答書を、速やかに公表するものとする。

(入札手續の続行)

第16条 苦情及び再苦情の申立ては、入札及び契約手續の執行を妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

参考 事務処理フロー

